**令和3年8月1日以降に利用されたサービス分より**

**高額介護サービス費の負担限度額が変更となります**

**〇今回の改正点**

　一定年収以上の**高所得者**の負担限度額が**令和3年8月1日より**変更となります

**新設**

変更なし

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 負担限度額（月額） |
| 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上 | １４０，１００円（世帯） |
| 課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満 | ９３，０００円（世帯） |
| 市民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満 | ４４，４００円（世帯） |
| 世帯全員が市民税非課税 | ２４，６００（世帯） |
|  | 前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等 | ２４，６００円（世帯）１５，０００円（個人） |
| 生活保護を受給されている方等 | １５，０００円（世帯） |

**〇高額介護サービス費**

介護保険サービスを利用した月の自己負担額（同一世帯内に利用者がいる場合は世帯合計所得）が

一定の額（上記表参照）を超えた場合、**申請により**超えた額が払い戻される制度です。

**〇申請可能な方**

介護保険サービス利用料が上記表の所得に応じた負担限度額（月額）を超えた方。

**★支給対象者と思われる方には、いきいき高齢課から申請書を郵送しています。**

申請は原則初回のみで、**２回目以降は申請の必要はありません。**

※ご本人以外の口座に振り込みを行う場合は委任状が必要です。

※ご本人が亡くなられている場合は、相続人から申請を行うことが可能です。

この場合、相続人申立書の提出が合わせて必要です。

真岡市健康福祉部　いきいき高齢課　介護保険係

☎℡ 0285（83）8094

〒321-4395　栃木県真岡市荒町５１９１番地